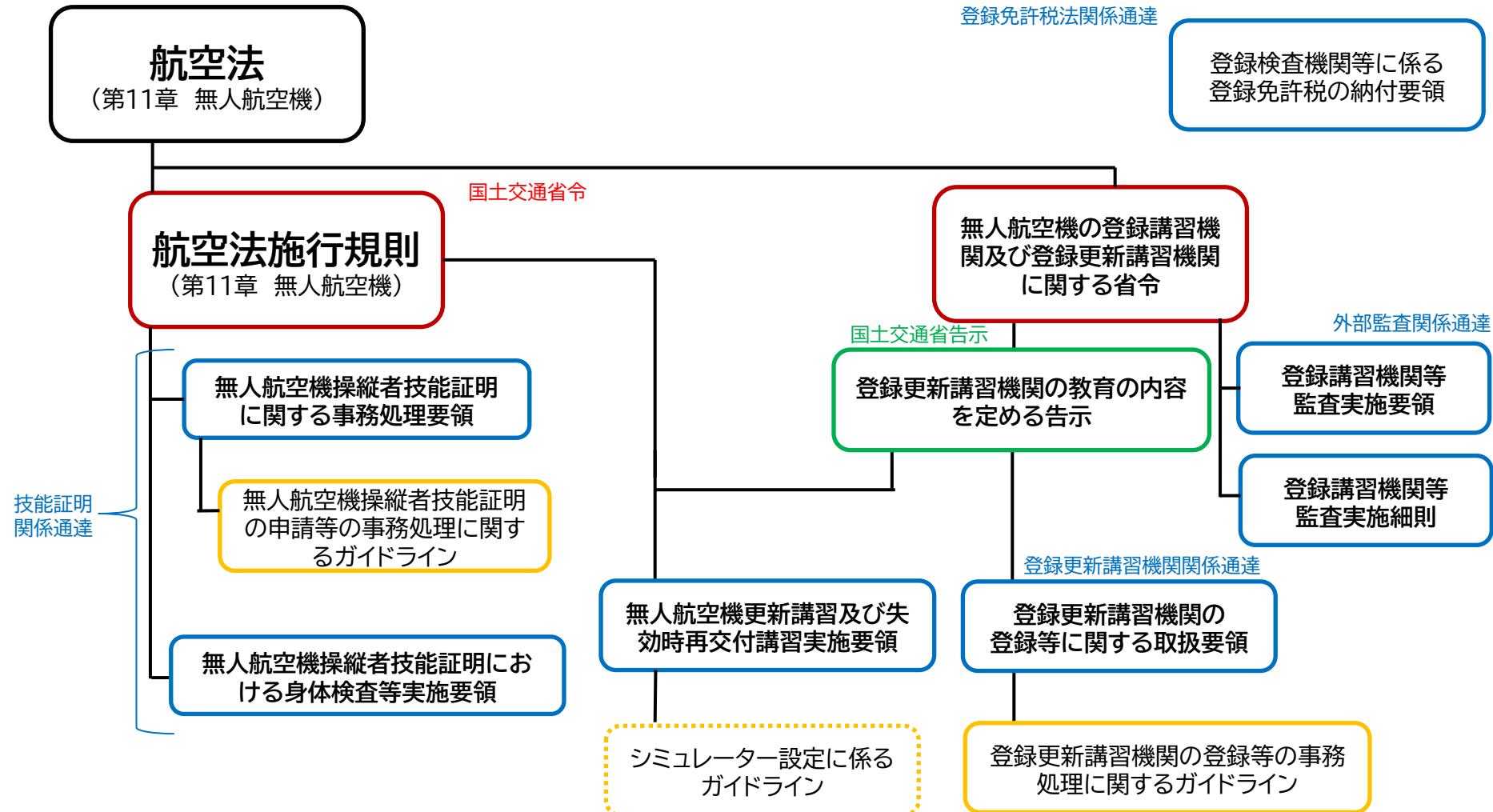


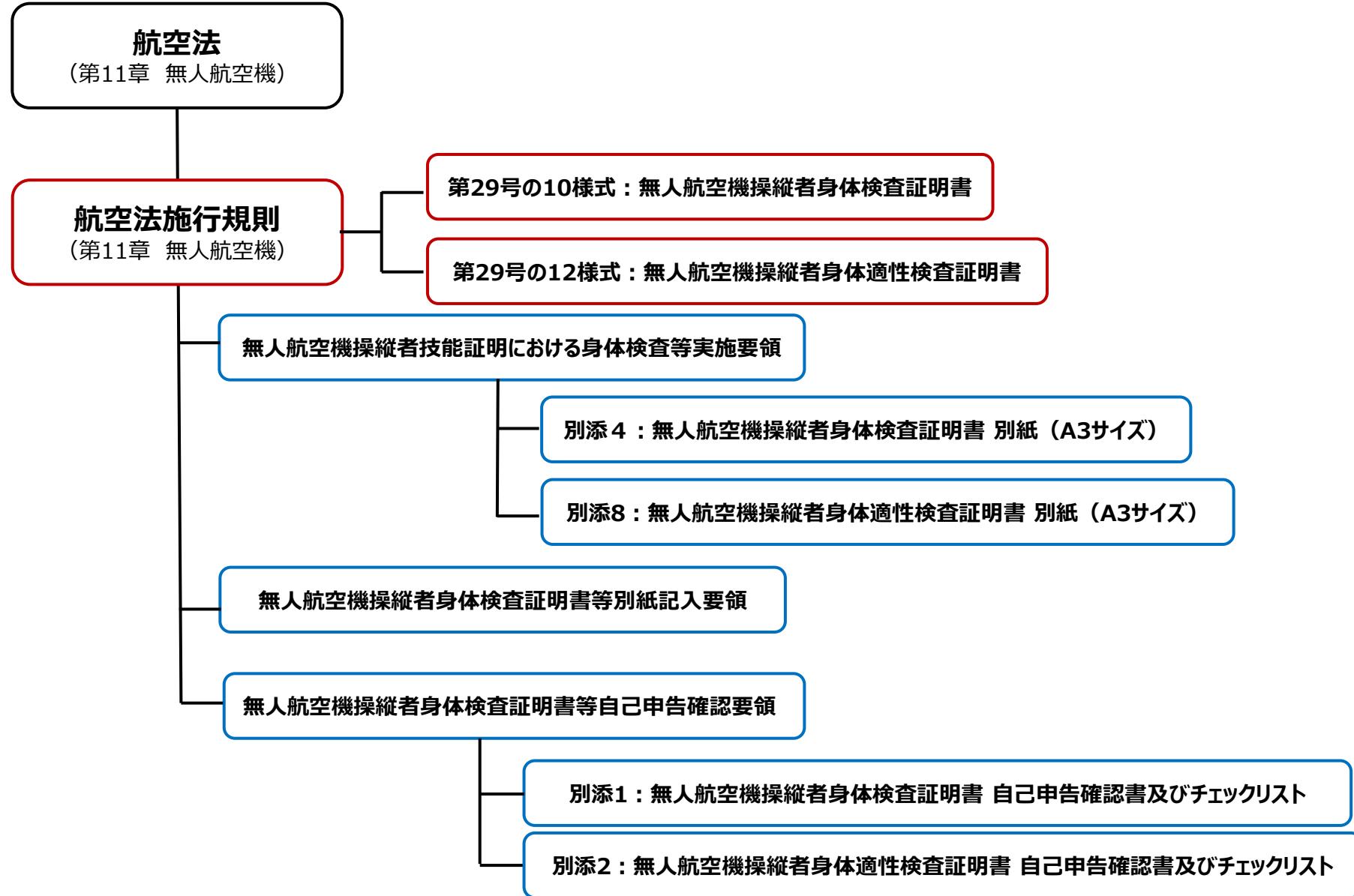
技能証明の更新制度及び 登録更新講習機関制度について

無人航空機安全課
2025.3.5

- ・ 無人航空機操縦者技能証明の更新に関する法体系
- ・ 技能証明の更新制度及び登録更新講習機関制度概要
- ・ 技能証明更新の流れ
- ・ 講習内容について
- ・ 停止処分者向け講習について
- ・ 登録更新講習機関の登録等について
- ・ 各種研修・事務規程への追記事項について
- ・ 修了者登録について
- ・ 登録更新講習機関の監査について

無人航空機操縦者技能証明の更新に 関する法体系





登録更新講習機関関連法令について

- **航空法**

→根幹となる法律

- **無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令**

→登録講習機関、登録更新講習機関の制度の詳細を規定する

- **登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示**

→登録更新講習機関の講習のやり方、置くべき設備/施設を定める

- **登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領**

→登録更新講習機関の申請のやり方や提出書類、事務規程に書くべきこと、省令や告示の内容を噛み碎いた解釈など

※事務規程は登録更新講習機関ごとに定めてよいが、書くべきことや盛り込まないといけないことはここに定められている

- **登録更新講習機関の事務手続きに関するガイドライン**

→取扱要領の申請の手続きに関わるところをよりブレークダウンしたもの、提出先や提出物の詳細について記載している

→修了者情報の登録についてはこちらに記載あり
(DIPS登録マニュアルは事務規程受領連絡時に登録更新講習機関に個別送付)

- **登録更新講習機関の事務規程サンプル**

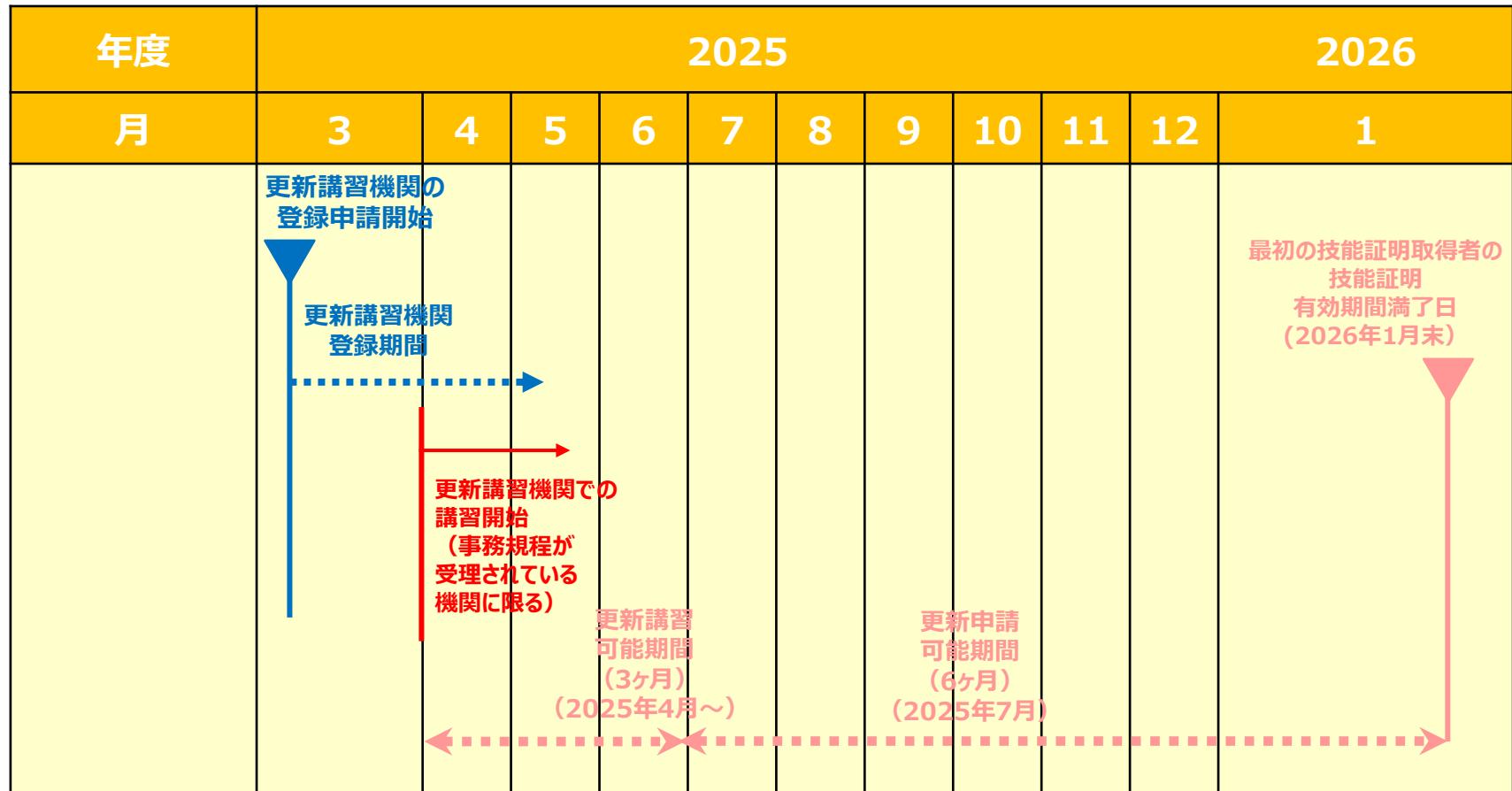
→登録更新講習機関は機関ごとに事務規程を定めてそれに則って講習を行う必要があるため、作成の参考としてサンプルを設けている

→身体適性検査を行わない登録更新講習機関は、身体適性検査に関する記載を削除して事務規程を作成すること！

技能証明の更新制度及び 登録更新講習機関制度概要

技能証明の更新、登録更新講習機関に係る今後の想定スケジュールについて

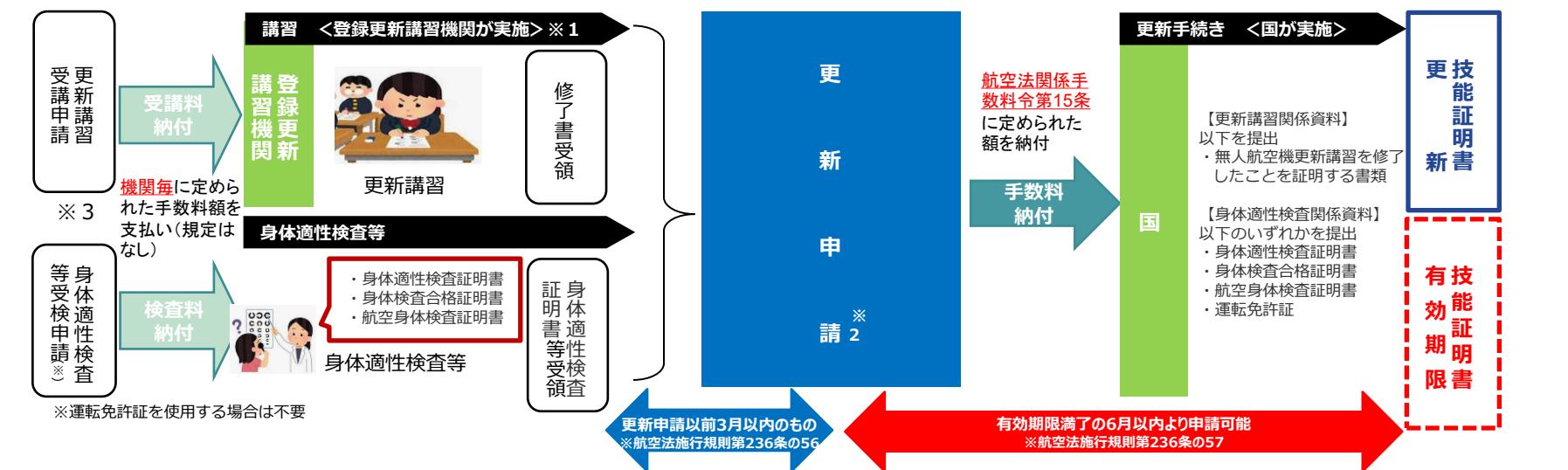
- 最初に無人航空機操縦者技能証明（二等）を取得した者の**有効期間の満了日を2026年1月末**にを迎えることを踏まえ、概ね以下のスケジュールで更新講習制度に必要な手続き等を進める想定している。
 - 有効期間の更新は、技能証明の**有効期間が満了する日の6ヶ月前**から申請が可能であり、無人航空機更新講習は**申請から3ヶ月前に**修了したものまでが**有効**となることから、技能証明の有効期間満了日より**9ヶ月前（2025年4月）**からの更新講習受講が可能となる。
- ※更新可能期間に日本に在住しない方への例外規定あり。



※制度開始後最初に技能証明を取得した方の技能証明有効期間に合わせたスケジュール例

技能証明の更新制度概要

- 技能証明の有効期間は3年。（航空法第132条の51第1項）
- 有効期間は、その満了の際、申請により更新が可能。（航空法第132条の51第2項）
- 更新には、身体適性に関する基準を満たし、かつ、「無人航空機更新講習」の修了が必要。（航空法第132条の51第3項）
- 無人航空機更新講習を行う者は、申請により、「登録更新講習機関」として国土交通大臣の登録を受けることができる。（航空法第132条の82）



※1 講習の内容

通常の更新の方



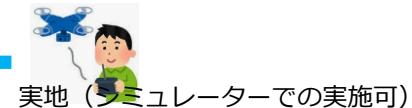
学科

技能証明の停止を受けた方

※後述



学科



実地（シミュレーターでの実施可）

※2 更新申請

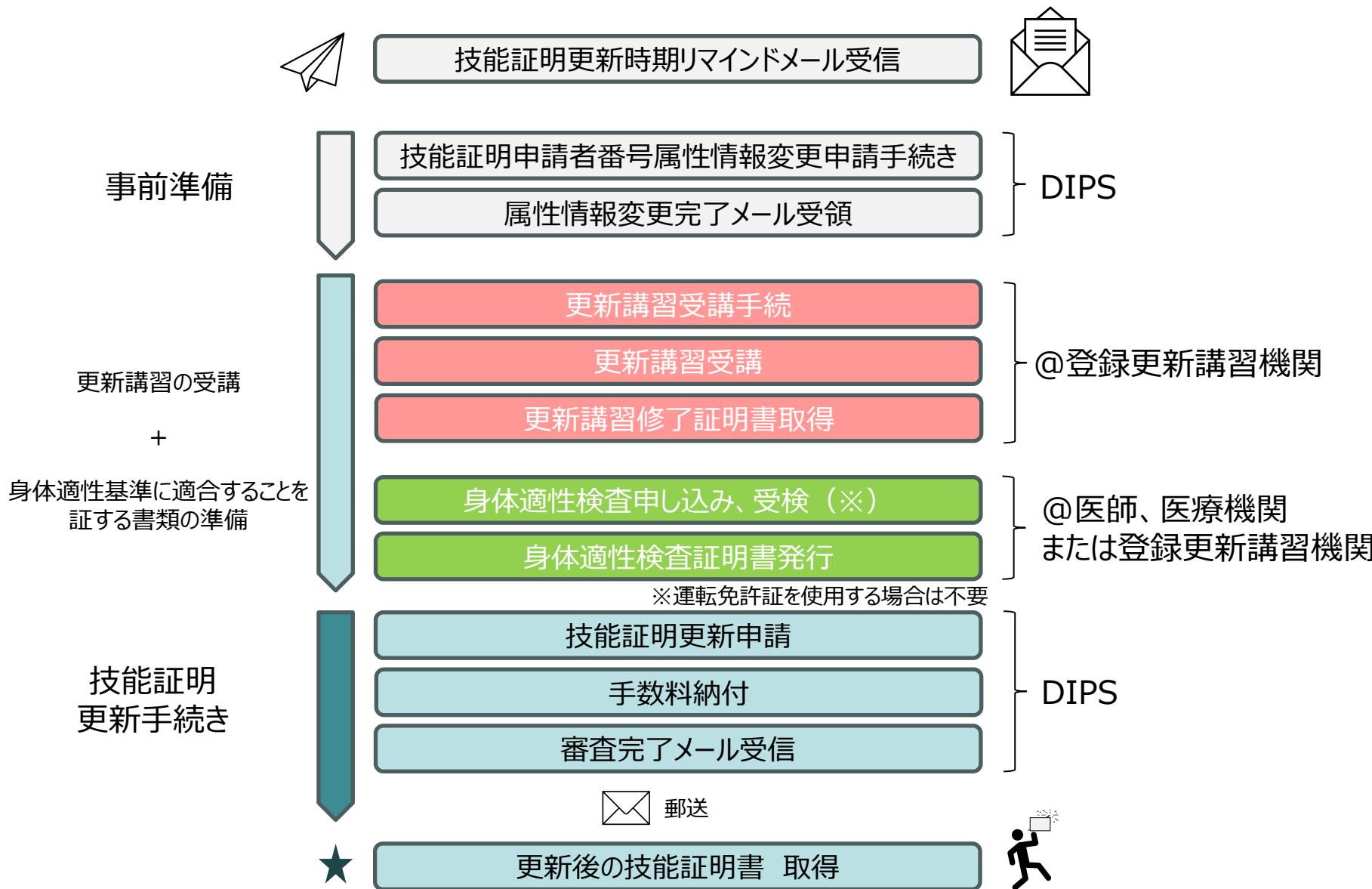
- ・更新申請が可能な期間（有効期限まで6ヶ月以内）に日本に滞在しない方については、更新期間前に更新申請を行うことが可能
- ・更新申請に用いることができる更新講習修了証明書は、更新申請から3ヶ月以内のもの
- ・一等25kg未満限定変更の技能証明保有者、運転免許証をお持ちでない方以外は、身体適性基準合格証明書を運転免許証をもって代えることが可能

※3 受講生の受講すべき内容の確認

- ・更新講習機関の受講者は通常の更新者と停止処分者がいるため、受講間違いのないよう登録更新講習機関において入学時に確認する必要がある。
⇒DIPSから受講者の受講対象の講習が記載されたメールが発出される仕様となる予定のため、当該メールの写しを受講者に提出させるとともに、DIPSでの受講者情報との突合確認を行う。

技能証明更新の流れ

技能証明更新に係る一連の流れ



申請者

- ① 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領』の「別添5：無人航空機操縦者身体適性検査証明書（航空法施行規則第29号の12様式）」の申請者欄の記入
- ② 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領』の「別添8：無人航空機操縦者身体適性検査証明書別紙（A3サイズ）」の申請者欄（A3左側ページ）の記入
- ③ 『無人航空機操縦者身体検査証明書等自己申告確認要領』の「別添2：自己申告確認書及びチェックリスト」に申請者が既往歴等の自己申告を記入
- ④ 身体適性検査（一等25kg以上）を実施可能な医療機関又は登録更新講習機関に身体適性検査の申し込み
- ⑤ 申請者は①から③までの記入済みのものを持参して医療機関又は登録更新講習機関で身体適性検査を受検

（注）運動器系に関して、無人航空機の操縦に支障を来すおそれのある運動器（骨、関節、筋肉又は腱）の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がある場合には、義手等の補助具を使用し、通常の無人航空機の操縦に支障がないことを登録更新講習機関の講習を受講すること等によって事前にご確認ください。

医師、医療機関又は登録更新講習機関

- ⑥ 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領』の「別添5：無人航空機操縦者身体適性検査証明書（航空法施行規則第29号の12様式）」及び「別添8：無人航空機操縦者身体適性検査証明書別紙（A3サイズ）」の医師、医療機関又は登録更新講習機関欄（A3右側ページ）の記入
- ※『無人航空機操縦者身体検査証明書等自己申告確認要領』の「別添2：自己申告確認書及びチェックリスト」は医師、医療機関又は登録更新講習機関で保管

申請者

- ⑦ DIPS2.0の更新申請に医師、医療機関又は登録更新講習機関が記入済みの別添5及び別添8を添付

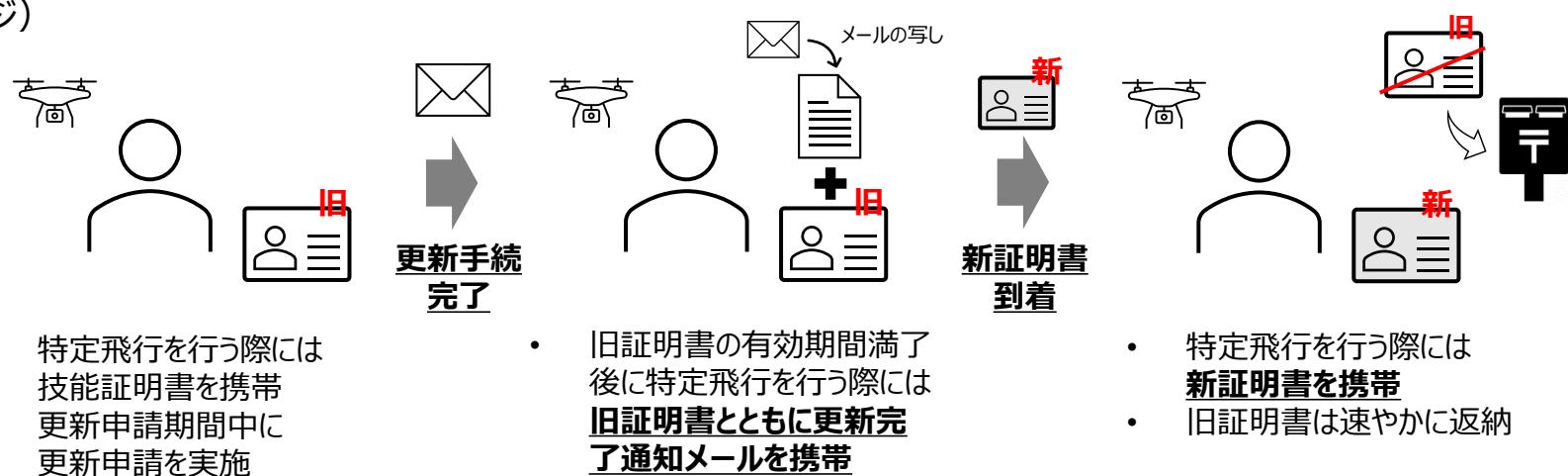
航空局

- ⑧ 別添5及び別添8を確認し、適合と確認できた場合は有効期限を更新した技能証明書を交付

※身体適性検査証明書は、更新申請から3か月以内に検査を受けたものに限る

- 技能証明を有する者は、航空法第132条の54に基づき、特定飛行を行う場合には技能証明書を携帯する必要がある。
- 更新手続きがDIPS上で完了していても、新技能証明書の郵送には一定期間を要するため、特定飛行を行う際に、新技能証明書が手元にない状態が生じる場合がある。
- 当該状態が生じた場合においては、更新手続きがDIPS上で完了していれば、**旧技能証明書に表示されている有効期間を経過していたとしても旧技能証明書を携帯していれば技能証明書の携帯義務は満たされる**。ただし、更新手続きが完了していることを証明するため、旧技能証明書とともに**DIPSから発出される更新手続き完了メールをすぐに提示できる状態で携帯**いただくこととする。
- なお、新技能証明書が届いた際には速やかに旧技能証明書を返納する必要がある。

(イメージ)



講習内容について

登録更新講習機関の講習カリキュラムについて

- 更新講習は1等と2等で内容を分けて実施する。
- 第1章～第9章までの学科講習は、オンライン講習とすることも可能。（ただし、その場合は対面での効果測定を行うが、合否判定は行わない。）
- 学科講習における教本と視聴覚教材は、基本的に航空局から提供されるものを使用。（ただし、内容を減じることなく、イラストや補足説明の追加等の実施は可能。）

章	実施方法	科目	1等		2等	
			通常	技能証明の停止処分を受けた者	通常	技能証明の停止処分を受けた者
1	教本を用いた講師による講習	無人航空機操縦士技能証明制度の概要	2	2	2	2
2		無人航空機操縦者が遵守すべき事項	3	3	3	3
3		事故・重大インシデント事例及び教訓	10	10	10	10
4		最近の無人航空機関連の制度改正	5	5	5	5
5		運航ルール・事故防止に関する情報	10	10	10	10
6		一等無人航空機操縦士が留意すべき事項	15	15	15	15
7		技能証明の効力の停止を受けた者が留意すべき事項		30		30
			小計（分）	45	75	30
8	視聴覚教材を用いた講師による講習	事故・重大インシデント事例及び教訓	20	20	20	20
9		一等無人航空機操縦士が留意すべき事項	10	10		
			小計（分）	30	30	20
10	実地講習	シミュレーター等を活用した操縦能力についての演習及び指導	-	マルチ：15 ヘリ：25 飛行機：20	-	マルチ：11 ヘリ：15 飛行機：20
11		操縦に関する討議及び指導				
			合計（分）	75	マルチ：120 ヘリ：130 飛行機：125	50
					マルチ：91 ヘリ：95 飛行機：100	

※通常の受講者（航空法第132条の53の第3号、第4号、第5号による技能証明の停止を受けていない者）は赤枠のみの受講
 ※技能証明の停止処分を受けた者に対する講習内容等については後述

★オンライン講習のポイント★

- 学科講習については、以下を条件にオンライン講習又はe-ラーニングを認める。
 - ①本人が受講していること及びオンライン講習又はe-ラーニングの受講状況が確認できること
 - ②オンライン講習又はe-ラーニング実施後においては、対面にて効果測定（修了演習）を行うこと
- 修了演習は、合否を判定するものではなく、講師とともに演習を行うことで理解度を測り、講師が必要なアドバイスを行う。
- 修了演習において使用する問題等は机上試験の問題を準用したもので各登録更新講習機関でご準備いただく想定。

講習内容	・告示別表第一「一 学科講習」に定める必要履修科目の範囲を満たす講習内容であること。 ・講習修了時に、講習の効果を測定するための修了演習を対面で行い、学科講習の修了を認めることとしていること。
講習時間数	告示別表第一「一 学科講習」に定める講習時間数以上であること。
質疑応答	受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。

パターン	講習の方法	講師要件の適用
実施パターン1	受講者を1か所に集合させず（例：ビデオ会議ツール等の利用）、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う方法	リアルタイムで教育を行う講師に対して講師要件を満たすことを求める
実施パターン2	使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパソコンの操作記録等に基づき登録講習機関が受講状況を確認する方法	映像教材又はウェブサイト動画等の作成責任者又は監修する者に講師要件を満たすことを求める

※学科講習の完全オンライン化については、諸課題等を踏まえ、対応検討中

停止処分者向け講習について

更新講習における実地講習等の対象者とは…

航空法 第百三十二条の五十三（技能証明の取消し等）

国土交通大臣は、技能証明を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

- 一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。
 - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて国土交通省令で定めるもの
 - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて国土交通省令で定めるもの
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気として国土交通省令で定めるもの
- 二 無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として国土交通省令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。
- 三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 五 無人航空機を飛行させるに当たり、非行又は重大な過失があつたとき。

↑三～五号に該当する者（以下「停止処分者」）が対象となる。



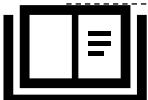
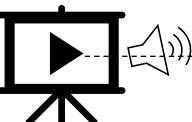
【更新講習機関が行う更新講習の2つのパターン】

- ①通常の更新講習（停止処分なし及び第1号、第2号による停止処分を受けた者）
⇒学科講習のみ
- ②第3号、第4号及び第5号による停止処分（3ヶ月、6ヶ月又は1年のいずれか）を受けた者の更新講習
⇒学科講習（①の学科講習から科目追加）+実地講習

- 追加する講習科目について

- 停止処分者は、**教本と視聴覚教材を用いて学科講習を行うことに加え、実地講習を行う。**
- 停止処分者向け更新講習・失効再交付講習の追加科目は、学科講習においては**教本のみ**に盛り込んでいる。

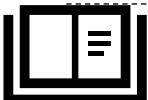
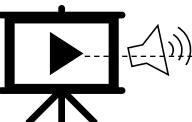
更新講習

学科講習		無人航空機の種類によらず一律 すべての者が受講	
<教本>	一等	二等	基本的な遵守事項、 事故事例等
		+a	+a
【停止処分者に該当する場合のみ】 停止処分の重大さを提起する科目 を追加			
<視聴覚教材>		事故事例/遵守事項などを 映像を通じて視覚的に学ぶ内容	
		一等	停止処分者固有の 視聴覚教材はなし
実地講習		【停止処分者に該当する場合のみ】 無人航空機の種類ごとに実施	
		一等	二等

- 追加する講習科目について

- 停止処分者は、**教本と視聴覚教材を用いて学科講習を行う**ことに加え、**実地講習を行う**。
- 停止処分者向け更新講習の追加科目は、学科講習においては**教本のみに盛り込んでいる**。

更新講習

学科講習	一等	二等	無人航空機の種類によらず一律 すべての者が受講
<教本>	一等	二等	基本的な遵守事項、 事故事例等
		+a	【停止処分者に該当する場合のみ】 停止処分の重大さを提起する科目 を追加
<視聴覚教材>	一等	二等	事故事例/遵守事項などを 映像を通じて視覚的に学ぶ内容
			停止処分者固有の 視聴覚教材はなし
実地講習	一等	二等	【停止処分者に該当する場合のみ】 無人航空機の種類ごとに実施
			

実地講習科目について

同一の無人航空機の種類の中では、一等の講習科目で求められる技能が二等の講習科目で求められる技能を包含する

マルチ		ヘリ		飛行機	
二等	一等	二等	一等	二等	一等
異常事態における飛行	緊急着陸を伴う八の字飛行	異常事態における飛行	高高度飛行	八の字飛行	緊急着陸を伴う八の字飛行

一等が二等の科目内容を包含する(より高度な技能を必要とする)ことから、一等と二等両方の保持者は一等の講習科目を受けることで二等は免除可能となる。

★実地講習科目のポイント★

- 一等が二等の科目内容を包含することから、一等と二等両方の技能証明を有する場合は一等の講習内容を受講すれば二等については免除となる。
- 限定変更の操作における技量は基本の内容をベースとしているため、実地講習においては基本（限定変更なし）の科目から一番難易度が高く様々な観点が求められる内容を科目としてピックアップしており、限定変更ごとに科目を分けることはしない。（限定変更を複数有する者であっても、無人航空機の種類に応じた単一の科目の受講で修了可能）
- 複数の無人航空機の種類に係る技能証明を有している場合は、無人航空機の種類ごとの実地講習の受講が必要。
- 実地講習のみで修了審査は行わない。（修了審査員は設置されない）

※通常（航空法第132条の第3号、第4号、第5号による技能証明の停止を受けていない方）の受講者の方は学科講習のみの受講のため対象外

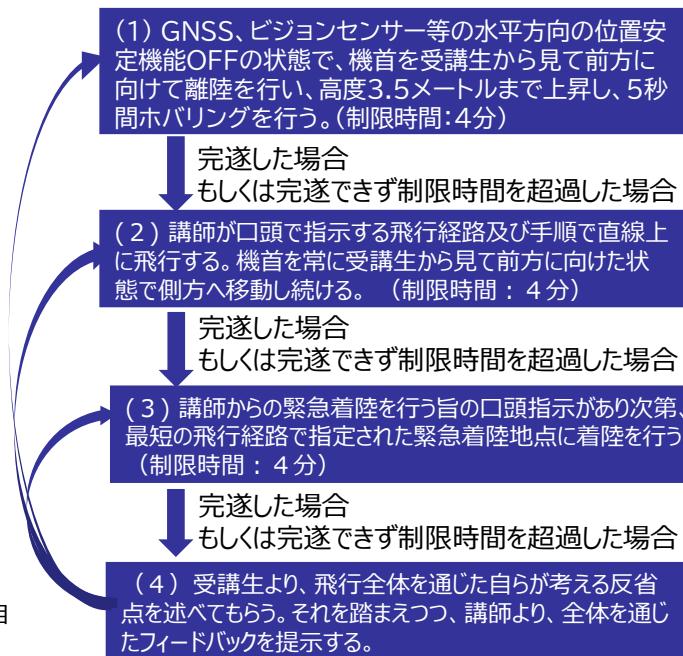
シミュレーターを用いて行う実地講習の実施方法に関する主な考え方

- 新規取得時の実地試験では指示通りの飛行ができない場合には減点・一発不合格等の基準があるが、更新講習・失効時再交付講習は試験ではないことを鑑み、講師の指示通りに飛行できない場合に対してはフィードバックを実施の上、当該ステップのやり直しを実施する。
- 一方で、全てのステップ（下記例の場合は（1）～（4））を経験してもらうことが重要と考えられるため、各ステップごとに制限時間を設け、制限時間を超過した場合には強制的に次のステップに移行させること、及び講師は受講生が全ステップを実施できるようにタイムマネジメントを行うことを求める。

	講習時間の目安	左記の考え方
(1) ～ (3)	6分+a (最大12分)	<ul style="list-style-type: none"> 実地試験の規定（6分）に準拠しつつ、やり直し時間を考慮（+a） 各ステップでやり直しを行う可能性があることから、2倍（12分）を最大の講習時間とする。 （4）終了後のやり直し時間は、12分から（1）～（3）にかかった時間を引いた値で計算する。 (例：（1）～（3）に9分かかったのち、（4）に進んだ場合は、（4）終了後3分を限度に完遂できていない項目を再度やり直し)
(4)	4分	やり直しがない場合に、合計で10分となるように設定

（4）終了後時間が余っており、かつ（1）～（3）で完遂できていない項目がある場合は、適宜やり直しを実施

▼マルチローター（2等）の場合における実施要領の例



講師の指示通りに飛行できない場合^{*1}は、フィードバックを実施の上、再度やり直しを行う。



（やり直しは何回行ってもよいが、制限時間を超過した場合は、フィードバックを伝えたのち次のステップへ進む）



同上

同上

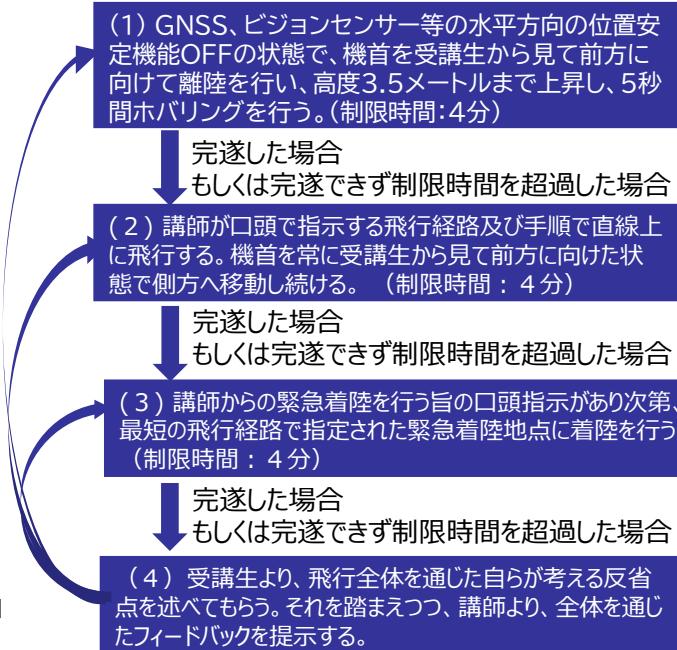
シミュレーターを用いて行う実地講習の実施方法に関する主な考え方

- 新規取得時の実地試験では指示通りの飛行ができない場合には減点・一発不合格等の基準があるが、更新講習は試験ではないことを鑑み、講師の指示通りに飛行できない場合に対してはフィードバックを実施の上、当該ステップのやり直しを実施する。
- 一方で、全てのステップ（下記例の場合は（1）～（4））を経験してもらうことが重要と考えられるため、各ステップごとに制限時間を設け、制限時間を超過した場合には強制的に次のステップに移行させること、及び講師は受講生が全ステップを実施できるようにタイムマネジメントを行うことを求める。

▼マルチローター（2等）の場合における実施要領の例

	講習時間の目安	左記の考え方
(1) ～ (3)	6分+a (最大12分)	<ul style="list-style-type: none"> 実地試験の規定（6分）に準拠しつつ、やり直し時間を考慮（+a） 各ステップでやり直しを行う可能性があることから、2倍（12分）を最大の講習時間とする。 （4）終了後のやり直し時間は、12分から（1）～（3）にかかった時間を引いた値で計算する。 (例：（1）～（3）に9分かかったのち、（4）に進んだ場合は、（4）終了後3分を限度に完遂できていない項目を再度やり直し)
(4)	4分	やり直しがない場合に、合計で10分となるように設定

（4）終了後時間が余っており、かつ（1）～（3）で完遂できていない項目がある場合は、適宜やり直しを実施



講師の指示通りに飛行できない場合^{*1}は、フィードバックを実施の上、再度やり直しを行う。



（やり直しは何回行ってもよいが、制限時間を超過した場合は、フィードバックを伝えたのち次のステップへ進む）



同上



同上

登録更新講習機関の登録等について

- 更新講習機関が保有すべき施設及び設備については、登録講習機関の規定を準用しているため、登録講習機関と同様の施設及び設備を有している必要がある。
- 更新講習においては、停止処分のない者に対しては学科講習で完結するものの、停止処分者向けの講習では実地講習が必要となるため、空域や講習用無人航空機等の用意は必要。
- ただし、当該講習をシミュレーターを用いて実施する場合は、空域や講習用無人航空機等をシミュレーターに代えることができる。

登録更新講習機関において必要な施設及び設備

シミュレーターで代替可能とするもの

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・実地講習用空域 | ・ストップウォッチ等 |
| ・実地講習用無人航空機 | ・操縦シミュレーター |
| ・送信機 | ・必要な書籍その他の教材 |
| ・トレーニングケーブル | ・講義室 |
| ・予備バッテリー又は燃料 | |
| ・バッテリーチャージャー又は燃料補給機材 | |
| ・パイロン、旗及びテープ等 | |
| ・風速計 | |
| ・無人航空機の基準に適合した予備部品 | |
| ・発電機 | |
| ・ヘリパッド | |
| ・保護具 | |

各種研修・事務規程への追記事項について

管理者研修について

★管理者研修のポイント★

- 管理者向け研修については時間数の指定はなし。
- 登録講習機関でもある登録更新講習機関であっても、更新講習機関として求められる管理者としての知識は登録講習機関とは異なるものであることから、管理者研修の研修項目の減免は行わない。
- ただし、機関内部で研修の内容で完全に重複する内容であった場合においては、内容ごとの時間配分において加味して調整を行つてもよい。
- 管理者研修を受講修了したことを証明する書類は、登録更新講習機関内で保管いただき監査時に確認するものとする。

管理者研修の内容

内容	登録更新講習機関の運営の方針に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 基本的な方針に関する事項 関係法令及び無人航空機更新講習事務規程その他の無人航空機更新講習事務の実施基準の遵守に関する事項 適切な講習事務の実施に向けた取組に関する事項
	無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の体制に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 組織体制に関する事項 経営の責任者による無人航空機更新講習事務に係る責務に関する事項 登録更新講習機関管理者の権限及び責務に関する事項
	無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の方法に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 情報の伝達及び共有に関する事項 無人航空機更新講習における事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項 無人航空機更新講習において事故等が発生した場合の対応に関する事項 内部監査及び外部監査その他の無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の状況の確認に関する事項 講師の研修に関する事項 無人航空機更新講習に係る文書の整備及び管理に関する事項 無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の改善に関する事項
方法	講義又は演習	

講師研修について

★講師研修のポイント★

- 登録講習機関でもある登録更新講習機関であっても、名目は同じでも更新講習と新規の講習で講習方法は異なるため、講師研修の中身は変わるものと考える。については、すべて省略することは不可とし、時間数のみの減免を認める。
- 「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和四年国土交通省告示第九百五十一号）別表第五第六号において定める研修科目」とは、修了審査員研修のこと。新規取得時の修了審査に準拠している実地講習の手順について学んでいただくことを目的としている。修了審査員研修をすでに受講している方については有効期限内であればその証明書の提出で可とする。
- 講師研修を受講修了したことを証明する書類は、登録更新講習機関内で保管いただき監査時に確認するものとする。

講師研修の内容

研修科目	研修方法	時間数	
		一等無人航空機操縦士の資格に 係る登録更新講習機関の講師	二等無人航空機操縦士の資格に 係る登録更新講習機関の講師
一 講師の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
二 無人航空機に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
三 安全な飛行の確保に関する知識	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
四 講習の指導方法（学科）（注3）	講義又は演習	二時間以上	一時間以上
五 講習の指導方法（実地）（注4）	講義又は演習及び実地 講習	三時間以上	二時間以上

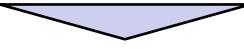
注

- 一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録更新講習機関の講師に対する研修を併せて受ける場合には、二等無人航空機操縦士に係る登録更新講習機関の講師に対する研修を省略することができる。
- 登録更新講習機関のうち、登録講習機関としても登録されているものについては、各講師の受講状況に応じて、重複する研修科目について各研修の必要最低時間数の五割を免除することができる。
- 別表第三第一号の修了演習を行う場合にあっては、これに関する内容を含む。
- 登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和四年国土交通省告示第九百五十一号）別表第五第六号において定める研修科目のうち、講師が講習を行う資格の区分及び無人航空機の種類に応じたものを含む。

- 航空法施行規則においては、国土交通大臣が適当と認める職員が担当するならば、登録更新講習機関においても身体適性検査の実施が可能となっている。
- ただし、一等25kg以上の限定変更の技能証明以外に関しては、基本的には、新規取得時同様自動車運転免許証の提示でも要件の充足が可能であり、運転免許証は更新申請時に申請者本人がDIPSを通じて提出できることから、更新講習機関での確認は行わない。
- 更新講習機関を利用して身体適性検査証明書を取得する場合は、基本的には、一等25kg以上の限定変更の技能証明を有している者に限られる。



- 一等25kg以上の限定変更の技能証明新規申請時においては、医療機関（現時点では主に指定医）での検査が必要であることから、身体適性検査証明書の発行を更新講習機関が行う場合の「国土交通大臣が適当と認める職員」の要件については、登録更新講習機関に常駐又は業務委託契約を結んだ医師とする。



- 身体適性検査を実施するかどうかは各更新講習機関で決めることができるものとする。
- 身体適性検査を実施する場合には、医師を更新講習機関内に常駐させるか、医師又は医療機関と業務委託契約を結ぶものとし、その旨を事務規程に記載すること。

【参考条文】

- 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）（抄）
（技能証明の有効期間の更新）

第二百三十六条の五十七 法第百三十二条の五十一第三項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日以前六月以内に技能証明更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日以前三月以内に医師又は登録更新講習機関により受けた検査の結果を記載したものをいう。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。）（以下略）
 - 二 無人航空機更新講習を修了したことを証明する書類
- 2 登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

修了者登録について

・更新講習修了者情報の登録 + 更新講習修了証明書の発行

→修了証明書の有効期間は3か月（修了証明書発行日の3か月後の前日まで）

UC 1234 2212 1234 ※採番ルールの詳細はガイドライン参照

修了証明書の頭2文字で
受講者を判別するため、
採番ルールは厳守！！

・身体適性検査合格情報の登録 + 身体適性検査合格証明書

（※身体適性検査を実施する場合）

→身体適性検査証明書の有効期間は3か月

（証明書発行日の3か月後の前日まで）

PA 1234 2212 1234 ※採番ルールの詳細はガイドライン参照

★身体適性検査を登録更新講習機関で行わない場合は、CSVファイルの身体適性検査証明書番号を「PA000000000000」(0は12桁)とし、空ファイルをアップロードすること。

登録更新講習機関の監査について

- 登録更新講習機関における適切な講習事務の実施を担保するため、登録更新講習機関は外部の者による監査を毎事業年度※受験することが必要（無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令第14条第4号）。
- 国土交通省に願出を出し、適当と認められた監査実施団体は国土交通省ホームページに掲載され、登録更新講習機関はこれらのホームページに掲載されている団体の中から監査実施団体を選定。
- 監査実施団体による監査受験後一月以内に、登録更新講習機関は監査実施団体が発行した監査報告書等を航空局に提出。監査の結果、是正の必要があるとされた場合は是正を行い、是正対応完了を報告。
※登録更新講習機関の登録年月日から一年間を事業年度と定義。
- 外部監査関係通達については、今後改正を行い、監査方法等を明確化する予定。

